

文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)

文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和三十一年十二月文京区条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「三千元」を「二千元」に改める。

付 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(説 明)

区議会議員の費用弁償の額を改定するため、本案を提出いたします。

文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>(費用弁償) 第七条(略)</p> <p>2 前項の規定により議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したとき又は公務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、日額旅費として<u>二千円</u>を支給する。ただし、公用車を利用して旅行したときの日額旅費は、千円とする。</p> <p>3・4(略)</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、令和三年四月一日から施行する。</u></p>	<p>(費用弁償) 第七条(略)</p> <p>2 前項の規定により議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したとき又は公務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、日額旅費として<u>三千円</u>を支給する。ただし、公用車を利用して旅行したときの日額旅費は、千円とする。</p> <p>3・4(略)</p>